

マイナンバーカード交付のための土曜臨時窓口

4月は毎週実施 交付は事前予約制、電話かインターネットで予約可

マイナンバーカードの申請数増加を受け、月1回の日曜窓口、毎週水曜の延長窓口にに加え、1月から第1・第3土曜に臨時窓口を開設してきました。4月以降は当面の間、土曜臨時窓口を月4回に増設します。仕事等で平日に来庁が困難な方はぜひご利用ください。なお、5月以降の土曜臨時窓口開設日については、決定しだい区ホームページに掲載します。

4月の土曜臨時開庁日は次のとおりです。
☎ 4/3・10・17・24の土曜。8:45～16:45
[交付場所]区役所8階マイナンバーカード交付窓口
[受付業務]マイナンバーカード交付のみ(日曜窓口と異なり、引越越しに伴う転入届、電子証明書更新等のカード関連手続き、マイキーID設定(マイナポイント予約)支援等は対象となりませんのでご注意ください)。

マイナンバーカード交付は事前予約制

交付通知書が届いたら、同封の案内を確認し、事前予約のうえ交付窓口にお越しください。なお、インターネットでは4営業日(土・日曜、祝日を除く)以降の日時にて予約が可能です。3営業日(土・日曜、祝日を除く)以内の日時で予約をご希望の方は、右記の江東区マイナンバーカードコールセンターまでお問い合わせください。電話がつながりにくい場合は、区民課住民記録係で予約が可能です。

*マイナンバーカード申請増加に伴い、予約が取りづらい状況です。余裕をもってお早めにご予約をお願いします。
☎ 江東区マイナンバーカードコールセンター(8:30～20:00(年末年始を除く)) ☎0570-04-5010、FAX5690-5659
区民課住民記録係 ☎3647-3162、FAX3647-9206

区役所のマイナンバーカード交付窓口を移転

3/22(月)から区役所8階(旧食堂)へ

区役所2階にあったマイナンバーカード交付窓口が、3/22(月)から区役所8階(旧食堂)へ移転します。2階でのマイナンバーカード交付は、3/19(金)までとなります。移転に伴う業務内容の変更はありません。

ご来庁の際はお間違のないようご注意ください。ご理解とご協力をお願いします。
☎ 江東区マイナンバーカードコールセンター(8:30～20:00(年末年始を除く))
☎0570-04-5010、FAX5690-5659
区民課住民記録係 ☎3647-3162、FAX3647-9206



▲江東区観光キャラクター コトミちゃん

マイナポイント付与期間が9/30(木)まで延長

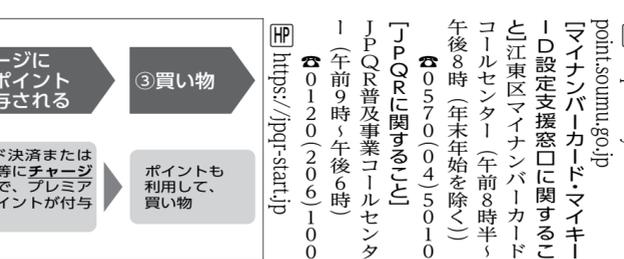
マイナンバーカードを活用して、買い物で利用できるポイントが付与される。これは、マイナンバーカードをお持ちの方で、キャッシュレス決済サービスで一定額を前払い等した方に対して、国がプレミアム分として「マイナポイント」を付与するものです。このポイントを利用するのには、マイナポイントを利用する際に必要なマイキーIDの設定(マイナポイントの予約)およびマイナポイントの申込(利用する決済サービスの選択)が必要となります。パソコンおよびカードリーダーまたは公的個人認証サービス対応のスマートフォンをお持ちの方は、ご自身で設定と申込が可能です。お持ちでない方は、セブン銀行ATMやローソンの「マルチコピー機」でも設定と申込(設定のみは不可)をすることができます。なお、設定等にはマイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁の入力が必要です。詳細は、総務省ホームページをご覧ください。

マイナポイントの申込(利用する決済サービスの選択)が必要となります。パソコンおよびカードリーダーまたは公的個人認証サービス対応のスマートフォンをお持ちの方は、ご自身で設定と申込が可能です。お持ちでない方は、セブン銀行ATMやローソンの「マルチコピー機」でも設定と申込(設定のみは不可)をすることができます。なお、設定等にはマイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁の入力が必要です。詳細は、総務省ホームページをご覧ください。

マイナポイント

「ポイント付与率2万円までの前払い(チャージ)等」等に対して5,000ポイントを上限として付与(プレミアム率25%)
「マイナポイント付与期間」
9月30日(木)まで
※申込方法、利用できるキャッシュレス決済サービスについては総務省ホームページをご覧ください。
マイナンバーカードの申請はお早めに
通知カードもしくは個人番号通知書と一緒に郵送された交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼ることで郵送申請ができます。

「希望の方は、マイナンバーカードをご持参のうえ、区内3か所にあるマイナンバーカード交付窓口までお越しください。なお、設定にはマイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁の入力が必要です。
☎ 平日午前9時～午後4時(水曜は午後6時まで)および日曜開庁日(午前9時～午後4時)
☎ 区役所2階(3月22日(月)以降は8階、総合区民センター2階(大島4-15-1)、豊洲シビックセンター11階(豊洲2-12-18))
無料
事業者の皆様へ(総務省「J-PQR」普及事業)の事業者の方がキャッシュレス決済を導入する方法として統一QRコード「J-PQR」が始まりました。
マイナポイントに対応するQRコード決済サービスは、ほぼ全て「J-PQR」で導入できます。
「J-PQR」に関するご相談、お問い合わせは「J-PQR普及事業コールセンター」にお問い合わせください。
☎ 総務省マイナンバー総合フリーダイヤル(平日午前9時半～午後8時、土・日曜、祝日:午前9時半～午後5時半)
☎ 0120(9)50178
※音声ガイダンスに従って「5」番を選択してください。



江東区の職員を名乗る詐欺の電話に注意

「医療費の還付金がある」と言われ、高齢者が大金をだまし取られる被害が多発しています。区役所や警察など、行政機関を名乗る電話には注意してください。必ず代表電話(江東区役所 ☎3647-9111)に確認を! 危機管理課防犯担当 ☎3647-4399、FAX3647-9651

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給適用期間を6月30日(水)まで延長

江東区国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のための労務に服することができなかつた期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。支給を受けるためには、申請が必要で、申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。

解体・改修工事におけるアスベスト飛散防止対策を強化

令和3年4月1日に改正大気汚染防止法が施行

建築物等の解体・改修工事におけるアスベスト(石綿)の取り扱いは、大気汚染防止法によって規制されています。令和3年4月1日(木)に改正大気汚染防止法が施行され、工事におけるアスベストの飛散防止対策が強化されます。
「改正の主なポイント」
①これまで規制対象でなかったアスベスト含有建材(セメント等を主原料として板状に固められた建材等)を規制対象に追加
②アスベスト含有建材の調査方法を法定化
③法定の飛散防止対策(アスベストの除去作業を行う空間をシートで覆う等)をとらずにアスベストの除去作業を実施した業者に対する罰則の強化(3月以下の懲役か30万円以下の罰金)
④元請業者に対し、アスベストの除去等作業後の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付け
建築物等の解体・改修工事を発生・実施する際には、大気汚染防止法を遵守してください。また、区では区内民間建築物についてのアスベスト分析調査費用の一部を助成しています。事前調査実施の際にご利用ください。
大気汚染防止法の改正及び分析調査助成制度の詳細については区ホームページをご覧ください。
☎ 3647-6147
FAX 5617-5737
環境保全課指導係

文化財保護推進員講習会

江東区の歴史を一緒に学ぼう

受講生募集

「江東区に長く住んでいるが、地元のことをよく知らない」「引越してきたばかりなので、江東区のことを学びたい」「区の歴史や身近な文化財に興味がある」など、自分の住んでいる町についてもっと知りたいという方にお勧めの講習会です。区の歴史や身近にある文化財について学ぶ講義のほか、文化財めぐりや有形文化財の調査、凡例

回	日時	講習内容
1	5/12(水)	開講式・江東区の歴史Ⅰ
2	5/19(水)	江東区の歴史Ⅱ
3	5/29(土)	江東区の文化財Ⅰ
4	6/2(水)	江東区の歴史Ⅲ・Ⅳ
5	6/6(日)	江東区の歴史Ⅴ
6	6/16(水)	文化財の種類と保護
7	6/30(水)	江東区の文化財Ⅱ
8	8/25(水)	資料の読み方
9	9/1(水)	博物館・資料館の利用Ⅰ
10	9/12(日)	博物館・資料館の利用Ⅱ
11	9/29(水)	有形文化財の調査Ⅰ
12	10/2(土)	有形文化財の調査Ⅱ
13	10/6(水)	有形文化財の調査Ⅲ
14	10/13(水)	江東区の文化財Ⅲ
15	10/27(水)	文化財講演会
16	11/10(水)	江東区の文化財Ⅳ
17	11/17(水)	江東区の文化財Ⅴ
18	12/8(水)	修了式

陽4-11-3) ※内容により会場は変更
①全18回のうち8割以上受講可能な区内在住の方15人(抽選)
費2,000円(資料代) ※別途実費がかかります。
締3月19日(金) 必着
☎ 3647-9819
FAX 3647-8470

センター名	担当地域
白河(白河3-4-3-201) ☎5646-1541	常盤、新大橋、森下1・2、三好3・4、白河、高橋
海辺(海辺12-13) ☎3645-6761	千石、石島、千田、海辺、扇橋
住吉(住吉1-17-11) ☎3635-0646	森下3-5、鶴江、住吉、毛利
平野(平野1-2-3) ☎5639-9121	清澄、平野、三好1・2、佐賀、福住、江木、冬木、前仲町、木場3
古石場(古石場2-14-1-101) ☎3641-2801	永代、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場2
東陽(東陽6-2-17) ☎5665-4547	木場4・5、東陽
塩浜(塩浜2-7-2) ☎5617-6213	塩浜、潮見、木場1・6
豊洲(豊洲2-2-18) ☎5859-0566	豊洲、豊洲、有明、青海、海の森
桜川(桜川11-8-15-101) ☎5634-0158	桜川、辰巳
亀戸(亀戸1-30-8) ☎5627-2525	亀戸1・2・6
亀戸北(亀戸4-21-13) ☎5626-0671	亀戸3-5
亀戸東(亀戸9-13-1) ☎5875-3451	亀戸7-9
大島(大島6-14-4-103) ☎5628-0541	大島3・5・6
大島西(大島4-1-37) ☎3636-9857	大島1・2・4
大島東(大島9-6-16) ☎5836-5301	大島7-9
北砂西(北砂3-31-19) ☎3615-4860	北砂1-3・5
北砂東(北砂6-20-30) ☎3636-1744	北砂6、東砂1・2
北砂南(北砂7-1-101) ☎6690-2050	北砂4・7、南砂4・5
東砂(東砂4-16-12) ☎5857-8243	東砂3-7
南砂(南砂2-3-5-102) ☎3640-9851	南砂1・2
新砂(新砂3-3-37) ☎5653-1735	東砂8、南砂3・6・7、新砂、新木場、夢の島、若洲

項目	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ
対象	要支援1・2または基本チェックリスト該当者で、長寿サポートセンターでこのサービスが必要と判断された方(既に介護保険サービスをご利用の方は併用できない場合もあります。長寿サポートセンターにご相談ください)	クリスト該当者で、長寿サポートセンターでこのサービスをご利用の方は併用できない場合があります。長寿サポートセンターにご相談ください	このサービスが必要と判断された方(既に介護保険サービスをご利用の方は併用できない場合もあります。長寿サポートセンターにご相談ください)
概要	保健師または看護師による生活習慣改善指導(生活リズム、閉じこもりの改善など)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による生活動作改善リハビリ指導	管理栄養士による栄養指導(低栄養・嚥下機能の改善)、健康状態に合わせた食事指導など
目的	要支援状態を「改善」するため、または要支援・要介護状態になることを「予防」する。短期集中で取り組み日常生活に支障のある生活行為を改善し、終了後も主体的に維持・向上できるように支援する。		
回数	週1回90分×3か月または週2回45分×3か月	週1回60分×3か月	週1回60分×3か月
訪問事業所	訪問看護ステーション18か所		

項目	元氣アップ訪問(短期集中予防サービス)	元氣アップトレーニング(運動特化型)
対象	要支援1・2または基本チェックリスト該当者で、長寿サポートセンターでこのサービスが必要と判断された方(既に介護保険サービスをご利用の方は併用できない場合もあります。長寿サポートセンターにご相談ください)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による生活動作改善リハビリ指導
概要	生活機能の改善、家庭や社会への参加につなげる	生活機能の改善、家庭や社会への参加につなげる
回数	1回120分、週2回×3か月=24回	1回60分、週2回×3か月=24回
場所	○桜川高齢者在宅サービスセンター(桜川11-8-15-101) ○あかつき苑(大島7-38-15) ○スポーツクラブ・ナサンズ北砂(北砂2-16-1) ○寿園サービスセンター(北砂2-1-16)	(公社)東京都柔道整復師会江東支部に所属する整骨院・接骨院 ※詳細は長寿サポートセンターでご確認ください
自己負担	3か月24回で4,800円	3か月24回で2,400円
送迎	必要に応じて送迎あり	送迎なし

高齢者に関する相談は長寿サポートセンターへ
認知症・介護予防・権利擁護など高齢者に関するご相談は長寿サポートセンター(区内21か所)へ。どなたでもご相談できます(相談無料・秘密厳守)。詳しくはホームページをご覧ください。地域ケア推進課包括推進係までご連絡ください ☎3647-9606、FAX3647-3165

ウミネコ被害の防止対策を

繁殖期を前に防除網などの設置を

5月～7月下旬にかけて、ウミネコが緑化されたマンションの屋上に巣を作り、産卵・繁殖をして、周辺で鳴き声やフンの被害にあふ事例が増えています。しかし、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、ウミネコの捕獲や卵を採取することは禁止されています。被害を防止するには、繁殖期の前からの対策が必要です。緑化スペースに防除網を設置したり、屋上の縁にテグス(釣糸)を張り巡らせたりするなど、ウミネコに巣を作らせないようにしてください。また、巣が作られてしまった場合でも、産卵前であれば、巣を撤去することが可能です。ウミネコの飛来は既に始まっています。頻繁に屋上を点検して、巣が作られているかどうかを確認するとともに、ウミネコを寄せ付けないよう対策をお願いします。

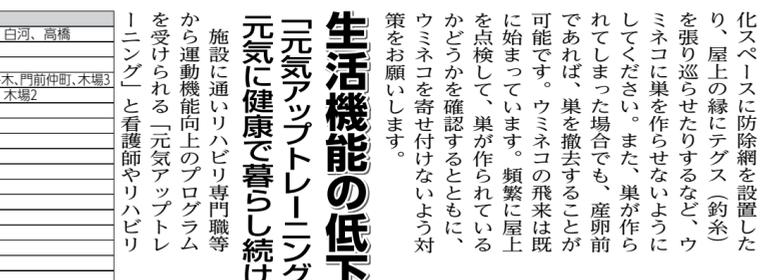
生活機能の低下が心配な方へ

元氣アップトレーニング「元氣アップ訪問」で元氣に健康で暮らして続ける

専門職等がご自宅に訪問する「元氣アップ訪問」を行っています。要介護認定で「要支援」の方から運動機能向上のプログラムを受けられる「元氣アップトレーニング」と看護師やリハビリ士がご自宅に訪問する「元氣アップ訪問」を行っています。要介護認定で「要支援」の方から運動機能向上のプログラムを受けられる「元氣アップ訪問」を行っています。

環境保全課環境美化係

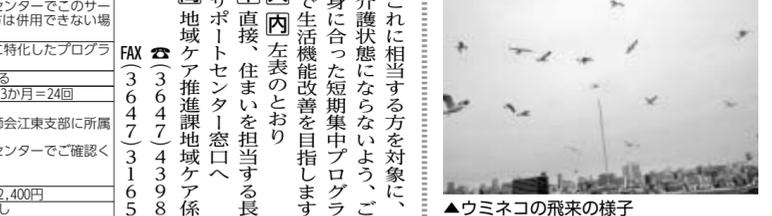
☎ 3647-9373
FAX 5617-5737
☎ 5388-3505
FAX 5388-1379



▲ウミネコの飛来の様子



▲ウミネコの飛来の様子



▲ウミネコの飛来の様子

やこれに相当する方を対象に、要介護状態にならないよう、ご自身に合った短期集中プログラムで生活機能改善を目指します。
☎ 3647-4398
FAX 3647-3165